

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表

## 福島県監査委員

### 監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和2年11月27日

福島県監査委員 勅使河原 正之  
福島県監査委員 佐久間 俊男  
福島県監査委員 佐竹 浩  
福島県監査委員 高橋 宏和

#### 1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

#### 2 監査等の種類

財務監査

#### 3 監査等の対象及び実施内容

##### (1) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
総務部	令和元年度	令和2年10月8日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査
県北地方振興局	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
県南地方振興局	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
会津地方振興局	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
南会津地方振興局	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

## (2) 危機管理部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
危機管理部	令和元年度	令和2年9月16日	勅使河原正之	高橋 宏和	実地監査

## (3) 企画調整部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
企画調整部	令和元年度	令和2年10月9日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

## (4) 生活環境部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
生活環境部	令和元年度	令和2年9月16日	勅使河原正之	高橋 宏和	実地監査
環境創造センター	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

## (5) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
保健福祉部	令和元年度	令和2年10月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
中央児童相談所	平成30年度 令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
県中児童相談所	平成30年度 令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

## (6) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
商工労働部	令和元年度	令和2年10月15日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査
テクノアカデミー会津	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

## (7) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
農林水産部	令和元年度	令和2年10月14日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
県中農林事務所	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
会津農林事務所	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

## (8) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
土木部	令和元年度	令和2年10月13日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査
県北建設事務所	令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
県南建設事務所	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

会津若松建設事務所	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
相双建設事務所	令和元年度	令和2年9月4日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

## (9) 出納局

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
出納局	令和元年度	令和2年10月15日	勅使河原正之	佐竹 浩	実地監査

## (10) 議会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
議会事務局	令和元年度	令和2年9月16日	勅使河原正之	高橋 宏和	実地監査

## (11) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
教育庁	令和元年度	令和2年9月17日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査
いわき海星高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年9月4日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査

## (12) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
警察本部	令和元年度	令和2年9月15日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査

## (13) 監査委員

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
監査委員事務局	令和元年度	令和2年10月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

## (14) 人事委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
人事委員会事務局	令和元年度	令和2年9月17日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査

## (15) 労働委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
労働委員会事務局	令和元年度	令和2年9月15日	佐久間俊男	佐竹 浩	実地監査

## 4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## 5 監査等の結果

## (1) 総務部

ア 監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
会津地方振興局	・電気工事事業者新規登録の証紙収入事務について、証紙収入整理簿の記載漏れ及び証紙収入報告書の報告が漏れているものがある。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 危機管理部

監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
危機管理部	・被災者生活再建支援金支給に係る事務について、個人情報関係書類を紛失しているものがある。 ・測量設計委託において、当初契約時免除とした契約保証金について、契約金額が増額になったが、契約保証金の取扱いの見直しを行わないまま変更契約を締結している。

(3) 企画調整部

監査した結果、次の1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
企画調整部	・重要物品の処分に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 重要物品である船舶について、譲与等の手続がないまま私人に無償譲渡している。 (是正又は改善の意見) 重要物品の処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(4) 生活環境部

監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
生活環境部	・産業廃棄物技術検討会委員旅費について、8か月以上遅延して支払っている。
環境創造センター	・放射化学処理室の毒劇物について、適切な管理帳簿等を整備しないで使用・保管している。

(5) 保健福祉部

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	・国民健康保険特別会計の特別交付金の歳出予算見積及び会計年度所属区分に著しく適正を欠いているものがある。 (事実) 令和元年度福島県国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金のうち特別調整交付金（保健事業分を除く。））について、2月補正予算見積書作成時に国の交付基準の改正

	<p>を反映せず歳出見込額を誤ったため、歳出予算額が不足し甲市に対する交付額確定に伴う精算額168,816,000円を令和2年度予算で支出している。</p> <p>(是正又は改善の意見)</p> <p>歳出予算の執行に当たっては、国の制度改正等を踏まえ所要額を適切に見積るとともに関係規程に基づき適正に支出すること。</p>
--	--

## (4) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定難病に係る診療報酬等過納返還金の誤調定分の取消し及び社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の調定減額処理が遅延し収入未済となっているものがある。</li> <li>総合医療情報システム運営事業の賃貸借契約の変更契約について、債務負担行為予算の計上を失念し、予算の定めがない状態で契約を締結している。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (6) 商工労働部

ア 監査した結果、次の5件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子複写機の契約について、予定価格を担当課限りで設定し、一般競争入札の方法による契約でなく随意契約により契約している。</li> <li>県産業支援館の行政財産の使用許可に伴う管理経費について、5か月以上遅延して収入調定している。</li> <li>低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回った金額で契約した工事について、増額変更契約分の契約保証金を徴収していない。</li> <li>修繕契約において、契約保証金の免除規定に該当しないものを免除しているものがある。</li> <li>県産業交流館の管理委託物品（重要物品及び備品）について、廃棄したものの不用決定の手續及び更新された物品等の登録等が行われていない。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (7) 農林水産部

ア 監査した結果、次の2件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
県中農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務の軽微な変更として処理できる限度額を超えて事務処理しているものがある。</li> <li>保安林の指定に伴い支払った損失補償額に算定誤りのあるものがある。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

## (8) 土木部

ア 監査した結果、次の6件の指摘事項、8件の指導事項について是正・改善を求めた。

(7) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北建設事務所	<p>・道路占用料の算定に適正を欠いているものがある。 (事実) 令和2年度の道路占用料の算定に当たり、福島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い単価が改定(増額)され、経過措置として、令和2年3月31日までに道路法第32条の規定による許可を受けた占用物件の占用料額について、令和元年度の占用料額に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合は、当該調整占用料額とすべきところ、算定方法を誤り経過措置を適用しない占用料額で調定したため91件199,245円の調定額誤りが生じ、このうち50件136,225円を過徴収した。 なお、令和2年4月16日から関係者に謝罪の上、戻出手続を進めている。 (是正又は改善の意見) 道路占用料の算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
県南建設事務所	<p>・道路敷占用料の調定期に著しく遅延しているものがある。 (事実) 道路敷占用料13件10,919,022円について、定例調定を4月1日に行うべきところ、3か月以上遅延し、4月1日に遡及して調定を行っている。 (是正又は改善の意見) 道路敷占用料の定例調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
	<p>・収入調定事務に適正を欠いているものがある。 (事実) 雑入(道路敷占用料を受けずに占用していた分の占用料相当額)について、平成31年4月1日付けで収入調定を誤って2回払い、その後、収入未済状況の確認が不十分であったため、取り消すべき調定分462,267円を収入未済扱いのまま令和2年度に繰り越し、令和2年5月に誤りに気づき減額処理をしている。 (是正又は改善の意見) 収入調定に当たっては、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
	<p>・工事に伴う補償契約について、事務手続が適正を欠いており、予算の執行に重大な影響を与えているものがある。 (事実) 1 道路整備事業に伴う甲町所有の防火水槽の移転補償契約について、令和元年9月4日付けで契約を締結し、同年11月19日に工事が完了していたにもかかわらず、工事の執行状況の確認を怠り、不必要な繰越処理を行っている。 2 道路整備事業に伴う甲町所有の消火栓の移転補償契約について、甲町と工事等請負者が契約を締結する時期に支出負担行為を行い契約すべきところ、甲町から令和元年11月13日付けで提出された移転工事完了届の收受後に、支出負担行為を行い契約を締結した。さらに、工事の執行状況の確認を怠り、不必要な繰越処理を行っている。</p>

	<p>(是正又は改善の意見) 工事に伴う補償契約の事務手続に当たっては、チェック体制を強化の上、予算の執行状況等を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
会津若松建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木建設事業に係る市町村負担金の収入事務に著しく適正を欠いているものがある。</li> </ul> <p>(事実) 令和元年度の土木建設事業に係る市町村負担金について、2月議会で負担金額の変更が議決され本庁から通知があったにもかかわらず、負担金額に係る減額及び増額の事務処理を行っていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲市の負担金の減額 負担金額が1,400,000円から825,000円に変更されたが、収入済の調定額の減額及び戻出命令を行っていない。</li> <li>2 乙村の負担金の増額 負担金額が3,000,000円から6,375,000円に変更されたが、追加負担分の収入調定を行っていない。</li> </ol> <p>(是正又は改善の意見) 負担金の収入事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>
相双建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の購入事務手続に著しく適正を欠き、支払時期が遅延しているものがある。</li> </ul> <p>(事実) 平成29年度の道路維持補修工事で工事請負業者に支給した資材について、物品購入手続をせずに納品を受けている。また、代金234,954円を速やかに支払わず、平成31年4月26日に過年度支出している。</p> <p>(是正又は改善の意見) 物品購入事務の執行に当たっては、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>

## (イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
県北建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託契約において、予算の配分がないにもかかわらず、簡易決裁で当初契約及び変更契約の締結を行っているものがある。</li> <li>・私有車出張に係る超過勤務手当について、過支給となっているものがある。</li> </ul>
県南建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム堤体天端舗装修繕について、設計変更の積算を誤っているため、過大契約となっている。</li> <li>・専門技術委員会に出席した委員等に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。</li> </ul>
会津若松建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付すべき職員に係る給与について、給与の支給定日に支給されていない。</li> </ul>
相双建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の軽微な変更として処理できる限度額を超えて事務処理をしているものがある。</li> <li>・職員手当の支給について過不足払いがあり、昨年度の定期監査で改善を求めたものの改善されていない。</li> <li>・都市公園管理業務委託（東ヶ丘公園）について、設計書内容及び委託料の額の変更事務手続等を速やかに行わず、年度末にまとめて変更契約を締結している。</li> </ul>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(9) 出納局

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(10) 議会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(11) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項、2件の指導事項について是正・改善を求めた。

(ア) 指摘事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	・債務負担行為の手續に著しく適正でないものがある。 (事実) ふくしま教育総合ネットワーククラウド業務の賃貸借契約については、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられたことに伴い、同日付けで変更契約を締結しているが、令和元年度予算で債務負担行為の計上を失念したため、予算の定めのない状態で翌年度以降の契約を締結している。 なお、令和2年2月議会で債務負担行為予算の議決を受け、令和元年10月1日に遡って、支出負担行為を整理している。 (是正又は改善の意見) 債務負担行為による契約については、契約内容の確認を徹底するとともに、組織としての内部 <sup>けん</sup> 牽制が的確に行われるようチェック体制を確立し、適正な契約事務処理を行うこと。

(イ) 指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
教育庁	・スクールカウンセラー活用事業に係る委託料について、契約締結前に執行した経費を支払っているものがある。 ・資格取得講座受講料の支払方法について、現金払いできないにもかかわらず、資金前渡により現金を前渡ししているが、支払は個人のクレジットカードにより支払わせている。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(12) 公安委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(13) 監査委員

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(14) 人事委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めてお



り、重要な事項は認められない。

(15) 労働委員会

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

( 監 査 総 務 課 )